

○飯塚市立庄内小学校通学助成金交付要綱

平成26年3月25日

飯塚市告示第80号

飯塚市立庄内小学校通学助成金交付要綱(平成19年飯塚市告示第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 飯塚市立庄内小学校に在学し、旧赤坂小学校及び旧仁保小学校の統廃合の際に定められた遠距離通学対象区域から通学する児童の安全と保護者の負担軽減を図るため、通学に要する費用に対する助成金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、別表第1に掲げる遠距離通学対象区域から公共交通機関を利用して通学する児童(以下「助成対象児童」という。)で次に掲げる者の保護者とする。ただし、他の法令等に基づく通学費の援助を受ける者を除く。

(1) 別表第1の通学助成対象地域の1年生から3年生までの児童。ただし、庄内小学校校長の届出により、スクールバスの利用を教育長が認めた児童を除く。

(2) 定員超過によってスクールバスを利用することができない別表第1のスクールバス運行地域の4年生から6年

生までの児童

(助成の要件)

第3条 助成を受けようとする者は、次の各号のいずれかの要件を満たさなければならない。

(1) 公共交通機関の学期定期券を購入していること。

(2) 転入等の理由により学期定期券を購入できない場合、公共交通機関において発行される1月又は3月定期券(以下「通常定期券」という。)を購入していること。

ただし、通常定期券の有効期間の初日が、別表第2に定める有効期間の初日以降である場合に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額の算出に当たっては、購入時点の公共交通機関の運賃基準に基づいた金額を用いる。

2 学期定期券を購入した場合の助成金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 購入した定期券の有効期間が、別表第2の各学期の初日から最終日までの期間

内の学期定期券を購入する場合 その購入金額

(2) 購入した定期券の有効期間が、別表第2に定める各学期の有効期間に含まれない期間がある場合 別表第2に定める有効期間かつ購入した定期券の有効期間をともに含んでいる期間の購入金額

3 通常定期券を購入した場合の助成金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通常定期券の有効期間の最終日が、別表第2に定める当該学期の有効期間内である場合 その購入金額

(2) 通常定期券の有効期間の最終日が、別表第2に定める当該学期の有効期間を超えている場合 通常定期券の有効期間の初日から別表第2に定める当該学期の定期券の有効期間の終了日までの期間における通学に要する日数に当該利用区間の1往復の通常運賃を乗じて得た額又は通常定期券の購入額のいずれか低い方の金額

(助成対象となる乗車区間)

第5条 助成対象となる乗車区間は、助成対象児童の居住地から歩いて最も近い停留所から庄内小学校最寄りの停留所までとする。ただし、これより短い乗車区間の定期券を購入した場合は、その区間とする。

(助成金申請)

第6条 助成対象児童の保護者は、学期定期券又は通常定期券の有効期間の初日から30日以内又は別表第2に定める当該学期最終日のどちらか早い日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(助成金決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、その決定内容及び交付条件を申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、定期券の有効期間の終了した日から起算して20日以内の実績報告書に定期券の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(請求及び交付)

第9条 交付決定者は、規則第15条の規定による助成金の額の確定通知を受けた後、市長に請求書を提出し、市長は、提出された請求書に基づき、助成金を交付する。

(変更申請)

第10条 交付決定者に係る児童の転出、転居等により、定期券の有効期間中において対象者でなくなる場合は、当該日をもって定期券を解約し、変更交付申請書を市長

に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、定期券の利用開始日及び解約日、解約金額等判明する資料の提出があったときは、第4条の額に代えて、当該公共交通機関の定期券の額を助成する。

(助成金の返還)

第11条 交付決定者が、助成金交付の目的に違反し、又は不正の手段により助成金の交付を受けた場合には、その一部又は全部を市長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年度以降の利用にかかる通学定期券の購入から適用する。

別表第1(第2条関係)

遠距離通学対象区域
通学助成対象地域 (上区)新町一区自治会、新町二区自治会、赤坂自治会1組を除く一部地域(市道仁保・赤坂線及び旭町・稲築線の東側区域) (下区)有井自治会(国道201号線と庄内川の交差した北西側区域)、有井二区自治会(国道201号線と庄内川の交差した北西側区域)
スクールバス運行地域 (上区1)高倉自治会、入水自治会、山倉自治会 (上区2)筒野自治会、勝島自治会、筑前製綱、赤坂自治会1組、青葉台 (下区)大門自治会、庄内元吉自治会

別表第2(第3条、第4条、第6条関係)

定期券の有効期間
第1学期(初日(4月始業式当日)～終了日(7月終業式当日)) 第2学期(初日(9月始業式当日)～終了日(12月終業式当日)) 第3学期(初日(1月始業式当日)～終了日(3月修了式当日)) ※ただし、1年生の場合は、「4月始業式」を「4月入学式」とし、6年生の場合は「3月修了式」を「3月卒業式」とする。